

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（硬貨選別計数機等）	5200516
工（納）期	令和4年9月9日	
契約締結日	令和4年8月18日	
契約金額	943,800円（消費税込み）	

契約相手方	ローレルバンクマシン（株） 首都圏第一支店 (法人番号：9010401032062)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>備品購入契約（硬貨選別計数機等）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 ローレルバンクマシン（株） 首都圏第一支店 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目1番2号 代表者 首都圏第一支店長 坂本 敏郎</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川遊園管理事務所で使用する硬貨選別計数機及び硬貨計数機各1台の購入契約である。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、各購入製品を指定するとともに、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>【製品指定について】                  主管課にて仕様条件を設定し、類似製品を比較検討しているが、執務スペース都合上の寸法・重量上限、及び作業効率面での処理速度、ホッパー・収納容量、枚数設定キー等に関する全ての条件を満たすのは、各指定製品のみであるため、妥当であると考えられる。</p> <p>【相手方指定について】                  購入品はいずれも、荒川遊園における売上金の集計や来園者用の釣銭準備に用いるものであり、円滑な運営体制確保のため、可及的速やかに調達する必要がある。                  上記業者は各指定製品の製造業者であるため、最短かつ確実な納品・設置作業が可能であることから、当相手方指定は妥当であると考えられる。</p> <p>以上の理由から、各購入製品を指定のうえ、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>